

東電福島第一原発で緊急作業に従事した方の健康管理の仕組み

1 事業者が実施する主な事項

(1) 健康診断等の実施

事業者は、常時使用する労働者に対し、一般健康診断、電離放射線健康診断^{※1}を実施する必要があります。また、労働者が希望する場合には健康相談を実施する必要があります^{※2}。

※1 電離放射線健康診断は、放射線業務に従事している方が対象です。

※2 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日制定、平成27年8月31日改正)に基づくものです。

(2) 健康診断の記録、被ばく線量の記録の国への報告

事業者^{※1}は、緊急作業に従事した労働者の健康診断の記録や被ばく線量の記録を国に報告する必要があります。

※1 東電福島第一原発での緊急作業に労働者を従事させている事業者や、緊急作業に従事したことがある労働者をその後放射線業務に従事させている事業者が対象です(電離放射線障害防止規則第59条の2)。

(3) がん検診等の実施[※]

(ア) 事業者は、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超える者に対して、概ね1年ごとに1回、白内障に関する目の検査を実施する必要があります。

(イ) 事業者は、緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者に対して、上記(ア)の検査に加え、概ね1年ごとに1回、がん検診を実施する必要があります。

※ 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年10月11日制定、平成27年8月31日改正)に基づくものです。

2 緊急作業に従事した方に対する国の支援

(1) 健康相談等のサービスの提供

緊急作業に従事した方は、国が全国に設置した支援窓口において、健康相談、保健指導が受けられます。また、支援窓口等において、ご自身の被ばく線量や健康診断結果の記録の写しを受け取ることができます。

(2) がん検診等に対する支援

現に職業に就いていない方等で^{※1}、「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳」^{※2}を所持している方は、国が指定した医療機関において、一般健康診断、がん検診等を無料^{※3}で受けることができます。

※1 現に緊急作業や放射線業務に従事していない方(緊急作業に従事させた大企業に雇用されている方を除く。)も対象となります。

※2 対象となる方には、後日申請書を送付します。

※3 国が指定した検査の範囲に限ります。